

6 2022
June

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2022 7 日 月 火 水 木 金 土 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			1 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅
5 大安	6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅 <small>5月分の源泉所得税等の納付 特別徴収住民税の納期の特例分 の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出 (5月雇入分)</small>	11 大安
12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口
19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝
26 友引	27 先負	28 仏滅	29 赤口	30 先勝 <small>外国人雇用状況届出書 (5月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付 (5月分)</small>		

6月 総務・経理のお仕事カレンダー 6月の税務と労務



税務

- 5月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→6月10日(金)まで
- 前年12月～当年5月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付
→6月10日(金)まで
- ★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付することができます。
→6月10日(金)まで
- 令和4年4月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算応当日(月末決算では6月30日(木))まで
- 令和4年10月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では6月30日(木))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち7月・10月・1月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では6月30日(木))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち3月・4月決算法人(申告期限延長の場合は2月・3月・4月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では6月30日(木))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(5月雇入分)
→6月10日(金)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の5月雇入・離職分)
→6月30日(木)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(5月分)
→6月30日(木)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

申告期限等の延長

令和4年3月末決算法人の確定申告期限は原則令和4年5月末ですが、一定要件を基に申告期限等の延長制度があります。このような期限等の延長制度について税務・労務上の注意点を記載します。

[税務上の注意点]

一定の事情により5月末までに定時総会が招集されない等の理由があるとき、申請により法人税の申告期限等の延長ができます。また、その場合には、申請により消費税の申告期限等の延長も可能です。さらに、既存の延長制度のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付できない場合は申請により申告期限等の延長も可能です。

[労務上の注意点]

社会保険の各種届出・納付については、その性格上、税務上の注意点に記載したような定時総会等を理由とする制度的な延長はありません。また、新型コロナウイルス感染症による届出期限の延長制度は原則ありませんので、期限内に提出・納付できないような状況にある場合は既存の延長制度について各届出先への事前相談が望まれます。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

インボイス発行事業者の事業を相続により承継した場合

昨年（令和3年）10月1日にインボイス発行事業者の登録申請の受付が開始され、開始1か月で4万6,496件の登録がありました。その後も登録作業が進められていますが、インボイス発行事業者が死亡した場合はどうなるのでしょうか。

今回は、インボイス発行事業者として登録した事業者が死亡した場合の対応を解説します。

1 インボイス制度の開始前に死亡した場合

(1) 被相続人の登録の効力は生じない

事業者が、令和5年10月1日前に死亡した場合は、インボイス発行事業者の登録の効力は生じません。登録申請を行った個人事業者が死亡した場合は、相続人は、「個人事業者の死亡届出書」を提出しましょう。

(2) 相続人の登録申請が必要

相続により事業を承継した相続人がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、被相続人がインボイス発行事業者の登録を受けていたか否かにかかわらず、相続人の名で登録申請書を提出する必要があります。相続人が既に登録申請書を提出している場合は、重ねて提出する必要はありません。

インボイス制度の開始時に登録を受けようとする場合は、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

ただし、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき「困難な事情」がある場合において、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。相続による事業承継は、この「困難な事情」に該当します。令和5年9月30日までに登録申請書を提出すれば、登録拒否要件に該当しない限り、令和5年10月1日から登録を受けることができます。

2 インボイス制度が開始してから死亡した場合

(1) 被相続人の死亡届が必要

インボイス制度が開始してからインボイス発行事業者が死亡した場合は、相続人は「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を提出する必要があります。

(2) 相続人の登録申請が必要

相続により事業を承継した相続人がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、被相続人がインボイス発行事業者の登録を受けていたか否かにかかわらず、相続人の名で登録申請書を提出する必要があります。相続人が既に登録申請書を提出している場合は、重ねて提出する必要はありません。

(3) 相続人をインボイス発行事業者とみなす措置

相続人が登録通知を受けるまでの事業の継続に支障がないよう、相続によりインボイス発行事業者の事業を承継した相続人については、被相続人が死亡した日の翌日から、

① 相続人がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日、又は、

② 被相続人が死亡した日の翌日から4か月を経過する日

のいずれか早い日までの期間については、相続人をインボイス発行事業者とみなし、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなす措置が設けられています。

